

第三号様式

[表 紙]

【提出書類】

【根拠条文】

【提出先】

〔氏名又は名称〕

【住所又は本店所在地】

【報告義務発生日】

【提出日】

【提出者及び共同保有者の総数（名）】

【提出形態】

麥更報告書 No. 2

法第27条の26第2項

關東財務局長

弁護士 江尻 隆

東京都千代田区丸の内二丁目1番1号

あさひ・柏法律事務所

平成18年12月31日

平成19年1月15日

3名

第1 【発行会社に関する事項】

第1 【発行会社に関する事項】	
発行会社の名称	マネックス・ビーンズ・ホールディングス 株式会社
会社コード	8698
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	東京都千代田区丸の内 1-11-1

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者）／1】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	デルタ・パートナーズ・エルエルシー (Delta Partners, LLC)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国マサチューセッツ州 02110、ボストン、ワン・インターナショナル・プレイス、スイート 2401 (One International Place, Suite 2401, Boston, MA 02110 USA)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

③ 【法人の場合】

設立年月日	1999年3月25日
代表者氏名	レベッカ・ロジャーズ
代表者役職	チーフ・ファイナンシャル・オフィサー兼チーフ・コンプライアンス・オフィサー
事業内容	投資顧問業

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	あさひ・柏法律事務所 弁護士 采木俊憲
電話番号	03-5219-0003

(2) 【保有目的】

純投資目的

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券(株)			200,383
新株予約権証券(株)	A	-	F
新株予約権付社債券(株)	B	-	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合 計(株)	K	L	M 200,383
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数(総数) (K+L+M-N)	O		200,383
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+ G+H+I+J)	P		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年12月31日現在)	Q 2,344,687
上記提出者の株券等保有割合(%) (O/(P+Q)×100)	8.55%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	7.43%

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

上記②欄の保有株券等の総数に関し、デルタ・パートナーズ・エルエルシー、テトラ・キャピタル・マネジメント・エルエルシーおよびチャールズ・ジョブソンは投資決定権を有している。

2 【提出者（大量保有者）／2】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	テトラ・キャピタル・マネジメント・エルエルシー (Tetra Capital Management, LLC)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国マサチューセッツ州 02110、ボストン、ワン・インターナショナル・プレイス、 スイート 2401 (One International Place, Suite 2401, Boston, MA 02110 USA)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

③ 【法人の場合】

設立年月日	2003 年 1 月 31 日
代表者氏名	チャールズ・ジョブソン
代表者役職	マネージング・メンバー
事業内容	投資顧問業

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	あさひ・豹法律事務所 弁護士 采木俊憲
電話番号	03-5219-0003

(2) 【保有目的】

純投資目的

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券(株)			200,383
新株予約権証券(株)	A	—	F
新株予約権付社債券(株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合 計(株)	K	L	M 200,383
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数(総数) (K+L+M-N)	O		200,383
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+ G+H+I+J)	P		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年12月31日現在)	Q 2,344,687
上記提出者の株券等保有割合(%) (O/(P+Q)×100)	8.55%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	7.43%

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

上記**Q**欄の保有株券等の総数に関し、デルタ・パートナーズ・エルエルシー、テトラ・キャピタル・マネジメント・エルエルシーおよびチャールズ・ジョブソンは投資決定権を有している。

3 【提出者（大量保有者）／3】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	チャールズ・ジョブソン (Charles Jobson)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国マサチューセッツ州 02110、ボストン、ワン・インターナショナル・プレイス、スイート 2401 デルタ・パートナーズ・エルエルシー 気付 (c/o Delta Partners, LLC One International Place, Suite 2401, Boston, MA 02110 USA)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	1960年2月10日
職業	ポートフォリオ・マネジャー
勤務先名称	デルタ・パートナーズ・エルエルシー (Delta Partners, LLC)
勤務先住所	アメリカ合衆国マサチューセッツ州 02110、ボストン、ワン・インターナショナル・プレイス、スイート 2401 (One International Place, Suite 2401, Boston, MA 02110 USA)

③ 【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	あさひ・狛法律事務所 弁護士 采木俊憲
電話番号	03-5219-0003

(2) 【保有目的】

純投資目的

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券(株)			200,383
新株予約権証券(株)	A	-	F
新株予約権付社債券(株)	B	-	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合 計(株)	K	L	M 200,383
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数(総数) (K+L+M-N)	O		200,383
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+ G+H+I+J)	P		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年12月31日現在)	Q 2,344,687
上記提出者の株券等保有割合(%) (O/(P+Q)×100)	8.55%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	7.43%

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

上記③欄の保有株券等の総数に関し、デルタ・パートナーズ・エルエルシー、テトラ・キャピタル・マネジメント・エルエルシーおよびチャールズ・ジョブソンは投資決定権を有している。

第3 【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 【提出者及び共同保有者】

- 1) デルタ・パートナーズ・エルエルシー (Delta Partners, LLC)
- 2) テトラ・キャピタル・マネジメント・エルエルシー (Tetra Capital Management, LLC)
- 3) チャールズ・ジョブソン (Charles Jobson)

2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券(株)			200,383
新株予約権証券(株)	A	-	F
新株予約権付社債券(株)	B	-	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合 計(株)	K	L	M 200,383
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数(総数) (K+L+M-N)	O		200,383
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+ G+H+I+J)	P		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年12月31日現在)	Q 2,344,687
上記提出者の株券等保有割合(%) (O/(P+Q) x 100)	8.55%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	7.43%

(注) デルタ・パートナーズ・エルエルシー、テトラ・キャピタル・マネジメント・エルエルシーおよびチャールズ・ジョブソンは投資決定権を有しているため各提出者において記載された保有株券数と同一の株券数を記載しております。

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Delta Partners, LLC, a limited liability company organized and existing under the laws of the State of Delaware and doing business in the Commonwealth of Massachusetts, USA (the "LLC"), does hereby appoint Messrs. Takashi Ejiri, Rika Sato and Toshinori Ueki, attorneys-at-law, of Asahi Koma Law Offices, severally and not jointly, as its true and lawful agents and attorneys-in-fact with full power of substitution, to represent the LLC in connection with the preparation and filing with the Prime Minister of Japan, the Director of Kanto Local Finance Bureau and/or other governmental authorities in Japan of all necessary reports on substantial shareholding or any amendment or modification thereto required by the provisions in Chapter 2-3 of Securities and Exchange Law of Japan (the "Reports"), to send copies thereof to the issuing company and the related stock exchange(s) in Japan, and to do any and all acts the said agents and attorneys-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such Reports.

IN WITNESS WHEREOF, the LLC has caused this power of attorney to be executed in its name and on its behalf by the undersigned on this 20th day of July, 2006.

Delta Partners, LLC

By: Rebecca Rogers
Name: Rebecca Rogers
Title: CFO / CEO

(訳文)

委任状

米国デラウェア州法に基づき設立され存続し、同國マサチューセッツ州において営業行為を営むリミテッド・ライアビリティー・カンパニーであるデルタ・パートナーズ・エルエルシー（以下「当エルエルシー」という）は、本書により、あさひ・猪法律事務所の弁護士江尻隆氏、同佐藤りか氏及び同采木俊憲氏を、当エルエルシーの真正かつ正当な代理人としてそれぞれ、共同代理人としてではなく任命し、日本の証券取引法第2章の3の各条文により要求される、大量保有に関するすべての報告書又はそれらの変更報告書若しくは訂正報告書（以下「当報告書」という）を作成し日本の内閣総理大臣及び／又は関東財務局長その他の管轄官庁に提出することに関し当エルエルシーを代表すること、それらの写しを発行会社及び関連する日本の証券取引所に送付すること、及び当報告書の提出を行うために代理人が必要あるいは適切と判断するすべての行為を行うことにつき、完全なる代理権限を与える。

上記の証として、2006年7月20日、当エルエルシーはその名義で本委任状を下記署名人により作成した。

デルタ・パートナーズ・エルエルシー

〔署名〕

役職： チーフ・ファイナンシャル・オフィサー兼
チーフ・コンプライアンス・オフィサー
氏名： レベッカ・ロジャーズ

上記正訳いたしました。

弁護士 江尻 隆



POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Tetra Capital Management LLC, a limited liability company organized and existing under the laws of the State of Delaware, USA ("Tetra"), does hereby appoint Delta Partners, LLC, a limited liability company organized and existing under the laws of the State of Delaware, USA, as its true and lawful agent and attorney-in-fact with full power of substitution, to represent Tetra in connection with the preparation and filing with the Prime Minister of Japan, the Director of Kanto Local Finance Bureau and/or other governmental authorities in Japan of all necessary reports on substantial shareholding or any amendment or modification thereto required by the provisions in Chapter 2-3 of Securities and Exchange Law of Japan (the "Reports"), to send copies thereof to the issuing company and the related stock exchange(s) in Japan, and to do any and all acts the said agents and attorneys-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such Reports.

IN WITNESS WHEREOF, Tetra has caused this power of attorney to be executed in its name and on its behalf by the undersigned on this 14 day of July 2006.

Tetra Capital Management LLC

By:


Name: William Wiebe III
Title: Managing Partner

(訳文)

委任状

米国デラウェア州法に基づき設立され存続するリミテッド・ライアビリティー・カンパニーであるテトラ・キャピタル・マネジメント・エルエルシー（以下「テトラ」という）は、本書により、米国デラウェア州法に基づき設立され存続するリミテッド・ライアビリティー・カンパニーであるデルタ・パートナーズ・エルエルシーを、テトラの真正かつ正当な代理人として任命し、日本の証券取引法第2章の3の各条文により要求される、大量保有に関するすべての報告書又はそれらの変更報告書若しくは訂正報告書（以下「当報告書」という）を作成し日本の内閣総理大臣及び／又は関東財務局長その他の管轄官庁に提出することに關しテトラを代表すること、それらの写しを発行会社及び関連する日本の証券取引所に送付すること、及び当報告書の提出を行うために代理人が必要あるいは適切と判断するすべての行為を行うことにつき、完全なる代理権限を与える。

上記の証として、2006年7月24日、テトラはその名義で本委任状を下記署名人により作成した。

テトラ・キャピタル・マネジメント・エルエルシー

（署名）

役職： マネージング・パートナー
氏名： ウィリアム・ウィーゼIII

上記正訳いたしました。

弁護士 江尻 隆



POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that I, Charles Jobson, having a business address at One International Place, Suite 2401, Boston, MA 02110, do hereby appoint Delta Partners, LLC, a limited liability company, organized and existing under the laws of the State of Delaware, USA, as my true and lawful agent and attorney-in-fact with full power of substitution, to represent me in connection with the preparation and filing with the Prime Minister of Japan, the Director of Kanto Local Finance Bureau and/or other governmental authorities in Japan of all necessary reports on substantial shareholding or any amendment or modification thereto required by the provisions in Chapter 2-3 of Securities and Exchange Law of Japan (the "Reports"), to send copies thereof to the issuing company and the related stock exchange(s) in Japan, and to do any and all acts the said agents and attorneys-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such Reports.

IN WITNESS WHEREOF, I have caused this power of attorney to be executed in its name and on its behalf by the undersigned on this 24 day of JULY, 2006.

By: Charles Jobson
Charles Jobson

(訳文)

委任状

米国マサチューセッツ州 02110、ボストン、ワン・インターナショナル・プレイス、スイート 2401 に勤務先住所を有する私チャールズ・ジョブソンは、本書により、米国デラウェア州法に基づき設立され存続するリミテッド・ライアビリティー・カンパニーであるデルタ・パートナーズ・エルエルシーを、私の真正かつ正当な代理人として任命し、日本の証券取引法第 2 章の 3 の各条文により要求される、大量保有に関するすべての報告書又はそれらの変更報告書若しくは訂正報告書（以下「当報告書」という）を作成し日本の内閣総理大臣及び／又は関東財務局長その他の管轄官庁に提出することに関し私を代表すること、それらの写しを発行会社及び関連する日本の証券取引所に送付すること、及び当報告書の提出を行うために代理人が必要あるいは適切と判断するすべての行為を行うことにつき、完全なる代理権限を与える。

上記の証として、2006 年 7 月 24 日、私はその名義で本委任状を作成した。

（署名）

チャールズ・ジョブソン

上記正訳いたしました。

弁護士 江尻 隆

